

青森県立中央病院下水道排水メータ設備管理業務委託

仕様書

青森県立中央病院

1 業務名

青森県立中央病院下水道排水メータ設備管理業務委託

2 業務期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（5年間）

ただし、下水道管理者の業務認定の取得が上記期間と異なる場合には、業務認定取得月をサービス開始月とし、当該月から5年間とする。

また、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、下水道管理者による減量認定制度が廃止となり減免が受けられなくなった場合、及び契約期間中であっても削減効果が見込めないと判断した場合（委託場所変更等により本システムが使用できなくなる場合を含む）、双方協議のうえ契約を解除できるものとする。

3 業務概要

- (1) 下水道料金の削減を行うため、公共下水道の本管に接続されている病院内排水管に排水メータを設置し、青森市下水道事業管理者（以下「下水道管理者」という。）及び病院と協議の上、本業務にかかる全てのサービスの提供、運営全般を実施するものとする。
- (2) 本業務の運営に必要なすべての費用は、本業務の成果として試算される下水道料金の削減額で全て補填するものとし、コスト増等により病院負担が生じる場合があっても、そのすべてを受託者が補填（補償）するものとする。

4 業務内容

- (1) 下水道管理者の定める下水道使用料の減量認定制度を最大限活用するため、青森市下水道条例第29条3項に定める使用水量と排出汚水量との差を正確に把握する手段として、公共下水道の本管に接続されている病院内排水管に必要な数の排水メータを令和7年11月30日までに設置する。（別図参照）
※ 「減量認定制度」とは、青森市下水道条例に基づく制度を言う。
- (2) 排水メータの設置に当たっては、設置工事の設計、排水メータの適否等の必要な事項について、減量認定申請に対応出来るよう事前に下水道管理者と協議を行い、下水道管理者の定める減量認定についての適用要件に準ずるものとする。
- (3) 具体的な業務内容は、次のとおりとする。
 - ① 排水メータの設置にかかる設計、施工、施工管理及びその関連業務
 - ② 排水メータの設置工事に関する全ての手続き及びその関連業務
 - ③ 排水メータの運転、維持及び保守管理業務
 - ④ 下水量削減効果を確認するための計測・検証業務
 - ⑤ 下水道管理者に対する減量認定申請手続き等の業務
 - ⑥ 制度変更時の下水道管理者との協議、申請、手続等の業務

5 業務委託料及び留意事項

- (1) 業務委託料の支払いについて
① 下水道管理者からの認定及び減量効果額の検証が開始されるまでの間は、業務委託代金

は支払わない。

- ② 契約年度最終月においては、減量効果が生じた場合は、業務委託契約書 別表 支払調書に示す業務委託代金を支払う。

ア 減量効果が生じた場合とは、従来の算定方法による対象水量から、本業務により算出された実際の排出汚水量を差し引いた月間の水量（減量効果水量）に下水道料金単価を乗じた減免金額が業務委託代金を上回ることをいう。

$$\textcircled{O} \text{ 対象水量} = \text{合計使用水量} - \text{減量水量}$$

$$\textcircled{O} \text{ 減量効果水量} = \text{対象水量} - \text{本事業で算出された実際の下水道減水量}$$

イ 年度計減免金額が年度業務委託金額を上回らない場合等、病院負担が生じる場合は、相当額を業務委託金額から差し引いた金額を支払金額とし、契約年度の最終月の支払いを調整する。

$$\textcircled{O} \text{ 支払金額} = \text{年度業務委託代金} + (\text{年度減量効果金額} - \text{年度業務委託代金})$$

- ③ 自治体からの検針数値を受託者に報告し、受託者は下水道管理者に報告する排出汚水量の申請書を作成し、当院に報告するものとする。

- ④ 当該期間の削減効果金額を確認し、減額が確認できた場合、当該対象月の翌々月末に指定口座へ振り込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

（2）作業時の留意点及び安全対策について

- ① 設置工事及び点検作業（以下「各作業」という）時には、事前に当院関係部署と綿密な打ち合わせを行い、作業計画を策定して実施するものとする。

- ② 作業実施にあたっては、作業工程表及び施工計画書等の必要書類を提出し、当院の承諾を得るものとする。

- ③ 各作業は他の機器・設備等に損傷を与えないよう行うものとする。

- ④ 各作業で使用する機器等については、全て請負者が用意するものとする。

- ⑤ 各作業において、不測の事態が発生した場合には、当院関係部署と協議し、作業を進めるものとする。

- ⑥ 病院内で行う作業であるため、振動、騒音等の発生には十分に配慮するものとする。

- ⑦ 資材搬入及び現場作業においては、患者や職員が周りにいないことを十分確認し安全作業に努めるものとする。

6 契約の解除等

下水道管理者による減量認定制度が廃止となり減免が受けられなくなった場合、及び契約期間中であっても削減効果が見込めないと判断した場合（委託場所移変更等により本システムが使用できなくなる場合を含む）、双方協議のうえ契約を解除できるものとする。これに伴い発生する各種行政手続き、設備の撤去はすべて受託者の負担により速やかに実施し現状復旧するものとする。

7 その他

【参考】下水道料金の実績

青森県立中央病院敷地内水道料（料） 令和4、5年度分平均値 別表参照